

葛飾区介護保険 福祉用具購入の手引き

葛飾区 介護保険課 管理係

令和7年 4月

目次

- 福祉用具購入の概要について P 1 ～ 5
- 福祉用具購入の手続きについて P 6 ～ 9
- 申請書類等提出時の注意事項について P 1 0
- 福祉用具購入 Q & A （参考添付） . . . P 1 2 ～ 1 5

1 福祉用具購入の概要

介護保険の福祉用具購入は、要介護（要支援）の認定を受けている利用者（被保険者）の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするための用具について、保険給付の対象としています。

利用を希望される際は、担当ケアマネジャーや福祉用具専門相談員などに相談して適切な用具を選定してください。

その後、申請を行って支給が認められた場合、実際の費用の9割が支給され、利用者負担は1割となります。

2 支給対象者

要介護または要支援の認定を受けて在宅で生活をされている方。

3 支給要件

- ・厚生労働大臣が定める特定福祉用具の種目であること。
- ・利用者（被保険者）が在宅で使用することで、日常生活の自立を助けるためや、介護者の負担軽減に必要な福祉用具であること。（入院中・入所中・外泊中は不可）
- ・購入日（代金完済日）時点で要介護（要支援）の認定を受けていること。
※認定結果が非該当の方は対象外となります。
- ・都道府県等から指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入したものであること。

4 支給限度額について

- ・年度毎（4月1日から翌年3月31日の12ヵ月間）に10万円まで利用できます。（消費税を含み、購入費用の1割～3割は自己負担及び10万円を超えた分は全額自己負担）
- ・一種目の金額が10万円に満たない場合は同一年度内に限り、残金を利用して他種目の購入が可能です。
- ・福祉用具購入費が支給されると、それ以降の同一种目の福祉用具購入は、支給の対象外となるのが原則になっています。

5 支給対象となる特定福祉用具の種目

介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める6つの種目の福祉用具は次の通りです。

（1）腰掛便座…次のいずれかに該当するものに限られます。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
（腰掛式に変換する場合に、高さを補うものを含む）
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの

- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能等を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る）。ただし、設置に要する費用については、保険給付の対象とはならない。

（２）自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅の要介護者等または、その介護を行うものが容易に交換できるもの

専用パッド、洗浄液等排泄の都度、消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれます。

（３）排泄予測支援機器（令和４年４月１日より適用開始）

要介護（要支援）認定を受けた利用者（被保険者）が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅の要介護者等またはその介護を行うものに自動で通知するものである。

専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれます。

※販売に当たり、特定福祉用具販売事業者は、以下の確認が求められます。

- ・医学的な所見の確認
- ・利用目的、装着の可否、通知の理解とトイレまでの移動や誘導の可否

参考添付の「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について

（令和４年３月３１日付老高発 0331 第３号）」を参照願います。

（４）入浴補助用具…座位の保持、浴槽への出入り等の入浴時の補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限られます。

① 入浴用いす

（座面の高さが概ね３５ｃｍ以上のもの又はリクライニング機能を有するもの）

② 浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの）

③ 浴槽内いす（浴槽の中に置いて利用することができるもの）

④ 入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの）

⑤ 浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの）

⑥ 浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの）

⑦ 入浴用介助ベルト（要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの）

（５）簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであり、取水又は排水のために工事を伴わないもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる）

(6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること

*** 複合機能を有する福祉用具について ***

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
⇒本体部分を支給対象とし、付属品・消耗品を支給対象外とする。
- ② 区分できない場合であって、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
⇒本体と付属品が一体のもので、後付等のできない付加分のものとして支給対象とする。
- ③ 特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、介護保険法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
⇒本体、付属品ともに支給対象外とする。

次の13種目の福祉用具は介護保険の福祉用具貸与(レンタル)の対象となります

① 手すり（工事を伴わないもの）②スロープ（工事を伴わないもの）③歩行器 ④ 歩行補助杖（松葉杖、多点杖など）⑤車いす ⑥車いす付属品 ⑦特殊寝台（介護用ベッド）⑧特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル、入浴用以外の介助用ベルトなど）⑨床ずれ防止用具 ⑩体位変換器（起き上がり補助装置など）⑪認知症老人徘徊（はいかい）感知機器（離床センサーなど）⑫移動用リフト（つり具を除く）⑬自動排泄処理装置

※⑤～⑫は要支援1・2及び要介護1の方は、原則として、介護保険の給付対象にはなりません。 ⑬は、尿又は便が自動的に吸引されるものが対象となります。

原則として、要介護4・5の方が対象となり、一定の要件を満たすと保険給付対象となる場合があります。

※軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付

※令和6年4月1日より②スロープ ③歩行器 ④歩行補助杖の一部の種目では、「福祉用具貸与か特定福祉用具購入選択制」の対象になりました。（詳細はP4参照）

詳しくは担当ケアマネジャー又は、介護保険課管理係へお問い合わせください。

※テクノエイド協会が「貸与」や「購入」マークを付与している用具が対象です。

6 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制について

令和6年4月1日から利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全性を確保する観点から、一部の用具について貸与と購入の選択制が導入されました。

(1) 対象となる福祉用具

●スロープ…固定用スロープ

- ・貸与告示第八項の「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除かれます。

●歩行器…歩行車を除く

- ・貸与告示第九項の「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除かれます。

●歩行補助つえ…松葉づえを除く

- ・カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖が対象になります。
- ・カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチやスロープはその性質上、複数個の利用を可能とします。

(2) 選択の判断等

被保険者（利用者）の選択制の判断に対し、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は以下の対応を行います。

- ・貸与と購入のいずれかを被保険者（利用者）が選択できることを説明する。
- ・貸与と購入それぞれのメリット、デメリット等、選択に当たって必要な情報を十分に提供する。
- ・医師や専門職の意見、被保険者（利用者）の身体状況を十分に踏まえ提案する。

(3) 貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等

<貸与>

- ・福祉用具専門相談員が利用開始後6カ月以内に少なくとも1回モニタリングを行い（必要に応じ適宜行うこと）、貸与継続の必要性について検討を行います。

<販売>

- ・福祉用具専門相談員が特定福祉用具販売計画を作成し、計画に記載した時期にモニタリングを行い、その目標達成状況を確認します。

また、被保険者（利用者）等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況の確認と必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努めます。

同一品目の福祉用具の再購入について

- ・原則として同一品目の福祉用具に係る再購入は給付できませんが、次のような特段の事情があり、区が必要と認めるときは、再度給付されることがあります。
 - ・同一品目の福祉用具購入費の再支給の要件
 - 破損**…すでに購入した特定福祉用具が破損し使用できない状況である場合（単なる汚れ、カビ、黄ばみ、経年劣化、破棄、譲渡などによるものは含みません）
 - 著しい状態の悪化等**…利用者（被保険者）の介護の必要の程度が著しく高くなるなど、すでに購入した特定福祉用具では用をなさなくなった場合。
- その他特別の事情がある場合は事前に介護保険課管理係へご相談ください。

7 支給方法

利用者（被保険者）が選択した支給方法による申請に基づき支給される。

（１）償還払い方式

利用者（被保険者）が福祉用具の購入費用の全額をいったん特定福祉用具販売事業者に支払い、後から区が福祉用具購入費（保険給付分＝９割～７割）を 利用者（被保険者）に支払うことをいいます。

（２）受領委任払い方式

利用者（被保険者）が福祉用具の購入費用の自己負担分（１割～３割）を特定福祉用具販売事業者に支払い、区が福祉用具購入費（保険給付分＝９割～７割）を、利用者（被保険者）から受領に関する委任を受けた当該事業者に直接払うことをいいます。

（注）受領委任払い方式を利用する場合には次のことが必要要件になります。

①区と受領委任払い協定を結んでいる特定福祉用具販売事業者から購入していること

②利用者（被保険者）が介護保険の給付制限を受けていないこと

（注）介護保険料の滞納があり、給付制限を受けている場合は受領委任払いの利用はできませんので、償還払い方式になります。

8 特定福祉用具購入の手続き

事前相談…購入しようとする福祉用具が介護保険の支給対象かどうかを確認してください

- ・ 居宅介護（介護予防）支援事業者と契約している方
⇒担当のケアマネジャーにご相談ください
- ・ 居宅介護（介護予防）支援事業者と契約していない方
⇒お住まいの地域の高齢者総合相談センター（地域包括センター）、
居宅介護支援事業所又は特定福祉用具販売事業者にご相談ください

見積依頼・特定福祉用具販売事業者を選ぶ

- ・ 福祉用具専門相談員は、作成した『特定福祉用具販売計画』に基づき、適切な特定福祉用具の選定及び福祉用具に関する専門的知識に基づいた相談に応じ、購入後は、福祉用具の点検、調整などを行います。

福祉用具の購入 …『特定福祉用具販売計画』に同意し、交付を受けてください

- ・ 代金を事業者を支払った後、領収証と購入した福祉用具の概要がわかるパンフレット等を事業者から受け取ります。（申請に必要な書類になります）

支給申請…提出された書類等により、介護保険給付の適否を審査します

（提出書類）

- ・ 介護保険福祉用具購入費支給申請書 ・選択制の購入時は「福祉用具が必要な理由書」
- ・ 領収証の原本 ・福祉用具のパンフレット等

※償還払い方式と受領委任払い方式では提出書類が一部異なります。（P7 参照）

支給…申請書類の支給決定後、振替にて指定口座に支払われます

○償還払いの場合

支給決定の2～3ヶ月後に介護保険課から利用者（被保険者）に購入費の9～7割分を口座振替により支給します。

◎受領委任払いの場合

支給決定の2～3ヶ月後に受領委任契約に基づき、介護保険課から福祉用具事業者へ、購入費の9～7割分の保険給付費対象額を口座振替により支給します。

9 特定福祉用具購入に関する注意事項

- ・ 新規で介護認定を申請している場合は、認定結果が出ていなければ申請はできません。
また、非該当になった場合は、支給対象外となります。
- ・ 区分変更でも同様に、認定結果が出てからでなければ申請できません。
- ・ 介護保険の要支援・要介護認定の新規申請前の購入は支給対象となりません。
- ・ 入院（入所）中の方は福祉用具購入費の対象となりませんが、退院（退所）の予定が明確であり、退院（退所）後ただちに必要となる福祉用具の購入を妨げるものではありません。
ただし、福祉用具購入費の支給申請は退院（退所）後となるため、購入後に退院（退所）せず、居宅で使用されなかった場合（外泊や一時帰宅を含む）は支給対象となりません。

- ・都道府県等から指定を受けていない販売事業者から購入したものは支給対象となりません。（指定を受けていても福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言などが直接受けられない通信販売やインターネット等による購入は支給対象となりません。）
- ・同一年度内で既に福祉用具購入費の支給を受けた方で、受領委任払い方式で新たに福祉用具を購入する場合、支給限度額の残高を確認したうえで、自己負担額に誤りの無いようにしてください。
- ・介護保険料の滞納により給付制限を受けている場合は、受領委任払い方式は利用できません。（介護保険料の滞納期間に応じて自己負担額は3割～4割に増額されます。）
- ・居宅介護（介護予防）支援サービスの提供を受けている方は『居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）』に福祉用具購入が位置付けられていることを確認してください。
- ・福祉用具専門相談員が作成する『特定福祉用具販売計画』は、内容について説明を受けて同意したうえで受け取ってください。

10 支給申請の手続き

（１）支給申請の必要書類

（償還払い方式と受領委任払い方式は申請書及び添付書類が一部異なります）

① 支給申請に必要な書類

償還払い方式	受領委任払い方式
●福祉用具購入費支給申請書（償還払い用） ●領収証（原本） ※領収日、購入した福祉用具の製品名、申請者が事業者に支払った金額の記載があるもの ●購入した福祉用具の概要がわかるパンフレット等（写し可／製造業者名、定価が分かるもの） ●選択制の購入時は「福祉用具が必要な理由書」を使用	●福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用） ●領収証（原本） ※領収日、購入した福祉用具の製品名、申請者が事業者に支払った金額の記載があるもの（<u>自己負担の割合が分かるよう記載</u>） ●購入した福祉用具の概要がわかるパンフレット等（写し可／製造業者名、定価が分かるもの） ●自己負担金支払い確認証 ●選択制の購入時は「福祉用具が必要な理由書」を使用
※福祉用具購入費支給申請書の「福祉用具が必要な理由」記載欄について 『居宅（介護予防）サービス計画』又は『特定福祉用具販売計画』でその内容が確認できれば記載不要です（交付された当該計画の写しを添付してください）。	

②特注品（浴室内すのこ、浴槽内すのこ等）を購入した場合に添付が必要となる書類

- 見積書 （製作品の寸法及び購入費用の内訳が分かるように記載）
（見積書は申請する事業者名にて提出してください）

③ 複合的機能を有する福祉用具を購入した場合に添付が必要となる書類

- 福祉用具購入が必要な理由書（2 つ以上の機能を有した福祉用具を選定した理由が分かるように、利用者（被保険者）の心身の状況と生活上の課題を記載し、選定した福祉用具でどのようにその課題が解決されるのかを記載してください。）

※『居宅（介護予防）サービス計画』又は『特定福祉用具販売計画』でその内容が確認できれば、添付不要です（交付された当該計画の写しを添付してください）

④ 同一種目の福祉用具を再購入した場合に必要な書類（再支給要件により異なる）

再支給の要件	申請に必要な添付書類
破損	●破損した福祉用具の写真（日付の入ったもの／福祉用具の全体及び破損箇所を拡大するなどして撮影し、破損箇所を明確にしてください。） ●福祉用具購入が必要な理由書（破損した経緯、修繕不可の理由を明記してください。部品購入で修繕する場合は、その旨を記載してください） ●部品購入で修繕する場合は、部品の概要が分かるパンフレット等（写し可／製造業者名、定価が分かるもの）
著しい状態の悪化等	●以前使用していた特定福祉用具のパンフレット等の写し ※写真（撮影日の写り込んだもの）でもかまいません。 ●福祉用具購入が必要な理由（既に購入した福祉用具では解決できない課題とその課題を解決するために必要となる新たな福祉用具を使用した際の効果を記載してください）
その他特別の事情	事前に介護保険課管理係へご確認ください

⑤ 排泄予測支援機器を購入した場合に添付が必要となる書類

●医学的な所見がわかる書類

販売に当たり、事業者は以下のいずれかの方法により利用者（被保険者）の膀胱機能を確認すること

- ・介護認定審査における主治医意見書
- ・サービス担当者会議等における主治医意見書
- ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- ・個別に取得した医師の診断書 等

●排泄予測支援機器確認調書

※販売事業者が事前に確認すべき事項

本機器の利用による自立した排尿を目指すため、以下の点について利用希望者に対して事前に確認し販売すること

- ・利用の目的を理解し、トイレで自立した排尿を目指す意志があるか
- ・装着することが可能か
- ・居宅要介護者やその介助者等が通知を理解し、トイレまでの移動や誘導が可能か

(2) 支給申請方法

- ・ 特定福祉用具購入後、申請に必要な書類をそろえて介護保険課の窓口を持参又は郵送願います。

※申請書類に不備があった場合は、来庁をお願いすることがあります。

※二つ以上の機能を有する福祉用具の購入や同一種目の福祉用具の再購入等のご相談の際は、事前連絡のうえ当該福祉用具の概要が分かるパンフレット等をご持参願います。

(3) 支給までの期間

- ・ 支給決定の2～3ヶ月後に口座振替で福祉用具購入費を支給します。

(4) 福祉用具購入費支給額及び自己負担額について

- ・ 購入費用の保険給付分(9割～7割)を支給します(1割～3割は自己負担)
- ・ 同時に複数購入するときは、それぞれの購入費用を合算して支給額を算出しますが、先に保険給付額を算定します。

同時に複数購入した際の計算例

“同日に購入した福祉用具 A (10,001 円) と福祉用具 B (20,002 円) を一つずつ購入した場合 (自己負担割合 1 割の場合)”

正

福祉用具 A (10,001 円) と福祉用具 B (20,002 円) の購入費用を合算

$$10,001 \text{ 円} + 20,002 \text{ 円} = 30,003 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$

保険給付額の算出

① に保険給付率 (10 割-自己負担率 1 割) = 9 割を乗じ、1 円未満切り捨て

$$30,003 \text{ 円} \times 9 \text{ 割} = 27,002.\underline{7} \text{ 円} \Rightarrow 27,002 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$$

自己負担額の算出

① から②を差し引く

$$30,003 \text{ 円} - 27,002 \text{ 円} = \underline{3,001} \text{ 円} \cdots \text{自己負担額}$$

誤

福祉用具 A (10,001 円) と福祉用具 B (20,002 円) の購入費用を分けて計算してから合算する・・・自己負担額が 1 円多くなる

保険給付額の算出 (1 円未満切り捨てた後、合計)

$$\text{福祉用具 A} \Rightarrow 10,001 \text{ 円} \times 9 \text{ 割} = 9,000.\underline{9} \text{ 円} \Rightarrow 9,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$

$$\text{福祉用具 B} \Rightarrow 20,002 \text{ 円} \times 9 \text{ 割} = 18,001.\underline{8} \text{ 円} \Rightarrow 18,001 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} \text{ と } \textcircled{2} \text{ を合計 } \Rightarrow 9,000 \text{ 円} + 18,001 \text{ 円} = 27,001 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$$

自己負担額の算出

福祉用具 A と福祉用具 B の合計から③を差し引く

$$30,003 \text{ 円} - 27,001 \text{ 円} = \underline{3,002} \text{ 円} \cdots (\text{正}) \text{ より 1 円多い}$$

1.1 申請書類等提出時の注意事項

(1) 申請書について

- ・申請書の申請者記入欄は、パソコン等での記入ではなく、自署で願います。
 - ・記入には摩擦熱で消えるペン等は使用せず、ボールペン等を使用し、記入願います。
 - ・使用する印鑑は、スタンプ型印鑑ではなく、朱肉を用いる印鑑を使用願います。
また、申請書には捺印を押印願います。
 - ・記入間違いの訂正に修正液等は絶対に使用しないでください。
 - ・償還払いの口座振替依頼欄の口座名義人は利用者（被保険者）となりますが、利用者（被保険者）以外が口座名義人となる場合は、別途委任状が必要となります。
（委任状は区のホームページに掲載しています。）
 - ・償還払いの申請書提出時に利用者（被保険者）死亡の場合は、届出書が必要になります。
 - ・金額訂正は、間違った個所を二重線で消して訂正印を押してください。
- なお、償還払い方式と受領委任払い方式では、訂正印が異なります。

償還払い方式：利用者（被保険者）の自署欄の印鑑

受領委任払い方式：事業者欄の代表者印

(2) 福祉用具が必要な理由書について

- ・複合機能を有する福祉用具の購入や再支給、複数の福祉用具を同日に購入する場合や選択制対象種目を購入する場合には、申請書の理由書の理由欄は『別紙参照』と記載し、「福祉用具が必要な理由書」を使用して申請願います。
 - ・選択制の購入申請では「福祉用具が必要な理由書」を必ず添付願います。
- なお、歩行用補助つえとスロープを複数個使用する場合は、必要な理由を記入願います。
スロープでは設置個所の説明も記入（もしくは設置箇所を示した書類の添付）願います。
- ・複数台購入申請では、設置場所がわかる図面や台数がわかる資料を必ず添付してください。
※複数台購入時の申請書記入例を示します。

[変更前]

福祉用具名	スロープ	スロープ	スロープ
(種目・商品名)	ダイヤスロープ 76cm幅 DS76-05	ダイヤスロープ 76cm幅 DS76-05	ダイヤスロープ 76cm幅 DS76-10
製造業者名	シンエイテクノ	シンエイテクノ	シンエイテクノ
販売事業者名			
購入金額	十 百 千 万 円 3 5 0 0 円	十 百 千 万 円 3 5 0 0 円	十 百 千 万 円 3 5 0 0 円

[変更後]

福祉用具名	スロープ	スロープ	スロープ
(種目・商品名)	ダイヤスロープ 76cm幅 DS76-05 2台	ダイヤスロープ 76cm幅 DS76-10 1台	
製造業者名	シンエイテクノ	シンエイテクノ	
販売事業者名			
購入金額	十 百 千 万 円 7 0 0 0 円	十 百 千 万 円 3 5 0 0 円	十 百 千 万 円 0 0 0 0 円

(3) 領収証について

- ・ 領収証は原本の添付が原則になります。ただし、申請時に領収証の原本を提示していただき、原本確認ができればコピーでも構いません。
その場合は、コピーをあらかじめご用意願います。
- ・ 領収証の宛先は、利用者（被保険者）のフルネームを記載してください。
また、領収日、指定販売事業者名、押印（社印）、但し書には購入した福祉用具の製品名（受領委任払い方式の場合は自己負担割合も）の記載が必要になります。
- ・ 領収額が5万円以上の場合は、収入印紙の貼付と収入印紙に割印が必要になります。

(4) 生活保護受給者について

- ・ 福祉用具を購入する前に、必ず担当ケースワーカー等と相談し、確認を踏まえて申請の手続きをお願いします。

12 支給申請に関するQ&A

◎葛飾区での介護保険特定福祉用具購入の過去の事例や質問に対する回答及び国の回答を掲載します。

ただし、これらの事例や回答は例示ですので、個別の相談が必要となる場合があります。

以下の内容と異なるケース等で判断に迷う場合には、介護保険課管理係までお問い合わせ願います。

No.	項目	質問	回答
1	再購入	・以前購入した福祉用具が壊れて使えない場合の再購入で介護保険の支給対象になるか。	・故意による破損ではないこと、部品交換で対応できず、修繕不能である場合は再支給を認めています。ただし、当該用具の廃棄等により破損個所のわかる写真(写真に撮影日が写りこんでいる)が添付できないと再支給が認められない場合があります。また、部品交換で修繕可能なものは部品購入費を支給対象とします。なお、部品送料や取付費用は支給対象となりません。
2	再購入	・以前介護保険で福祉用具を購入したが、使わなくなり親戚に譲りました。最近また必要になり再購入したいが介護保険の支給対象になるか。	・紛失、廃棄、譲渡、盗難による再支給は認められません。
3	再購入	・以前は、背もたれのないシャワーチェアを介護保険で購入しましたが、最近座位の保持ができなくなり、背もたれ付きを再購入したいが介護保険の支給対象になるか。	・著しい状態の悪化や心身の状況の変化に伴う既購入の福祉用具が有効でなくなった場合は、再支給の対象となります。原則として、状態が改善した場合の同一種目の再購入は支給対象になりません。
4	再購入	・長期間使用で汚れてきたため、新しく買い替えるのは介護保険の支給対象になるか。	・経年による老朽化や汚れ等は支給対象になりません。
5	同一種目購入	・1階と2階のトイレを利用するが、両方のトイレで補高便座の購入は介護保険の支給対象になるか。	・同一種目・品目の複数購入は支給対象となりません。
6	同一種目購入	・浴室と浴槽内の段差解消のため、「浴槽内すのこ」と「浴室内すのこ」による段差解消は認められるか。「浴槽内いす」と「浴室内すのこ」ではどうか。	・同一種目だが、品目の用途・目的が異なるため、支給対象となります。
7	同一種目購入	・日中はトイレに行けるため、補高便座を購入し、夜間は足元が暗く転倒の危険がある場合のポータブルトイレの購入は介護保険の支給対象となるか。	・同一種目だが、品目の用途・目的が異なるため、支給対象となります。
8	同一種目購入(転居)	・転居による住環境の変化で今までの福祉用具で対応できなくなった場合に、同一品目の再購入は介護保険の支給対象になるか。	・原則は「転居」による同一品目の再購入は認められません。
9	同一種目購入(特別な事情)	・自然災害や火災等で流出や破損した場合は介護保険の支給対象になるか。	・災害起因による流出や破損等の場合は、事前に介護保険課へ相談願います。
10	申請書記入	・福祉用具の納品日と代金支払日が異なる場合、購入日はどちらになるか。	・支払日(領収日)になります。
11	申請書記入	・110,000円で福祉用具を購入しましたが、購入金額の欄に購入費用をそのまま記載してよいか。	・記入できます。ただし、受領委任払い方式では、領収書を作成するときに自己負担額と支給限度額を超えた分の金額が分かるように記載してください。また、自己負担金支払い確認証を作成する場合は、保険給付額を記載することになりますので注意願います。

No.	項目	質問	回答
12	領収書	・領収書原本を手元に置いておきたいが、どうしても提出しなければならないか？	・写しと原本と一緒に申請窓口を持って来てください。写しが原本と相違ないことを確認した後、その場で原本を返却します。 なお、原本が必要な場合は、あらかじめコピーを用意してください。
13	領収書	・領収書の書き方はどうするのか。	・指定販売事業者が発行したもので、宛名は利用者(被保険者)のフルネームを記載してください。商品名、領収日、領収書発行者の社名、住所、社印等があること。自己負担割合(受領委任払いの場合)を記載してください。5万円を超える場合は収入印紙を貼付し、割印を押してください。
14	支給限度額	・同一年度内に購入する回数の上限はあるか。	・10万円の支給限度額を超えなければ、回数の上限はありません。ただし、同一種目の福祉用具の購入は原則として支給対象になりません。
15	支給限度額	・今年度は2万円しか使いませんでしたので、残りは来年度に繰り越せるか。	・繰越しはできません。 支給限度額は同一年度内(4月～翌年3月までの1年間)で10万円(1割～3割は自己負担)です。
16	支給申請期限	・支給申請に提出期限はあるのか。	・あります。 購入日から2年を過ぎると時効により支給ができなくなりますので、速やかに申請願います。
17	支給の時効	・受領委任払いでの福祉用具の支給申請の時効は2年であるが、その起算点はいつであるか。	・領収日になります(領収書に記載された日付)。 ※償還払い方式では、代金を完済した日の翌日が起算日となります。 代金の支払い(領収)後は、速やかに申請願います。
18	支給申請	・福祉用具が納品され、代金支払前に利用者(被保険者)が亡くなったが、支給申請できるか。	・被保険者資格喪失後の購入は支給対象になりません。現金以外での購入は注意願います。
19	支給対象者	・現在、入所(入院)している利用者(被保険者)が間もなく退所(退院)する予定であるが、退所(退院)前に福祉用具を購入できるか。	・入所(入院)中は支給対象となりませんが、退所(退院)が決まり、自宅生活に円滑な移行をするために事前に必要な用具ならば認められます。(入院中死亡は対象外) 購入後の支給申請は、退所(退院)後となりますので、購入後に退所(退院)せずに居宅(自宅)において使用されなかった場合(死亡を含む)は、全額自己負担となります。
20	支給対象品目	・テクノエイド協会の販売認可のない福祉用具について支給対象として認める品目はあるか。	・葛飾区の福祉用具の購入対象品目は、テクノエイド協会の判断に準じています。
21	支給方法	・利用者(被保険者)が給付制限を受けている場合は、受領委任払い方式は利用できるのか。	・償還払い方式のみの対応になります。
22	支給要件	・通信販売やインターネットでの購入が支給対象とならないのは何故か。	・「福祉用具専門相談員等から福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言を受けること」ができないためです。また、福祉用具専門相談員のいない量販店等での購入も支給対象外になります。
23	支給要件	・購入年度の基準はどのように考えるのか。	・代金完済日を支給限度額管理の起算日とします。納品日が令和3年3月31日で支払日が令和3年4月1日なら、令和3年度になります。

No.	項目	質問	回答
24	死亡時の支給	・認定申請後に福祉用具を購入しましたが、認定結果が出る前に利用者(被保険者)本人が亡くなった場合の福祉用具の支給申請は可能か。	・利用者(被保険者)本人死亡後の認定結果でも、購入日が認定の有効期限内であれば申請できます。
25	死亡時の支給	・福祉用具を購入後、利用者(被保険者)が支給申請前に亡くなりましたが、支給申請は可能か。	・可能です。ただし、償還払い方式の場合は、利用者(被保険者)の代わりに申請者となる方(法定相続人又は生計を共にされていた方)が作成した届出書を添付して利用者(被保険者)の代わりの方の口座を記入して申請してください。
26	認定申請中	・介護認定申請中でも福祉用具の購入は可能か。	・ただちに福祉用具が必要になる場合は、認定結果を待たずに購入することは可能です。ただし、福祉用具購入費支給申請は認定結果がでてからとなります。なお、認定結果が非該当となったときは支給対象にはなりませんので、全額自己負担となります。
27	複合的機能	・複合的機能を有する福祉用具とは具体的にどのようなものか。	・「簡易浴槽本体に対して給排水のために必要となる電動装置(電動ポンプ等)及び給排水ホース」「腰掛便座本体に対して洗浄機能、暖房機能、脱臭機能」等の福祉用具を対象としています。
28	その他	・ショートステイを利用中の場合の福祉用具の購入は介護保険の支給対象になるか。	・自宅での福祉用具利用であれば支給対象になりますが、ショートステイ先での利用を目的とした福祉用具の購入は支給対象となりません。
29	その他	・給付制限とは何ですか。	・介護保険料の滞納により、介護サービスなどの利用に制限が生じることをいいます。滞納期間により、費用の全額をいったん自己負担したり、負担割合が3割または4割に引き上げられたりします。

令和6年4月1日からの選択制に関するQ&A

No.	項目	質問	回答
1	対象品	・レンタル品を購入希望をしても、テクノエイド協会の「貸与」マークのものに限られるのか。	・選択制で購入可能対象品はテクノエイド協会が「貸与」と「購入」のマークが付与されたものに限られます。
2	複数の使用	・同一種目を貸与と購入の両方で同時に使用できるのか。	・できません。どちらかを選択していただきます。
3	対象額	・購入対象種目が増えることで、年額10万円の上限額は増額されるのか。	・増額ははありません。現行の10万円のままです。
4	申請手続き	・選択制が導入されて、区の受付や手続きに変更はあるのか。	・選択制で購入する場合は、通常の申請書に加え、「福祉用具購入が必要な理由書」を使用し、用具が必要な理由と購入を選択した理由を記入願います。また、スロープを複数購入する場合は、設置個所が分かる記載やそれを示す資料を添付願います。
5	破損対応	・レンタルでは、モニタリングの際に破損があれば、交換していたが選択制で購入した場合は、杖の接地部品やグリップの摩耗や破損の交換は保険が適用されるか。	・保険対象外です。重要な内容ですので、十分な説明をよろしくお願いします。

No.	項目	質問	回答
6	スロープの複数使い	・スロープは1本しか使えないのか。	・スロープはその性質上、複数個使用が認められます。 ロフトストランドクラッチも同様です。
7	スロープの給付に係るサービス区分	・スロープの「貸与」「販売」「住宅改修」を区分する基準はどういうものか。	・取り付け工事を伴う場合は「住宅改修」となり、工事を伴わない場合は「貸与」または「販売(購入)」となります。
8	中古品の販売について	・選択制対象の福祉用具は中古品の販売はよいのか。	・再利用による形態や品質の変化もあり、中古品の販売は想定していません。
9	選択制施行日以前の利用者	・施行日以前より貸与している利用者(被保険者)は、施行日以降に特定福祉用具販売を選択することができるのか。	・できます。利用者(被保険者)が販売を希望される場合には、福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携して対応願います。
10	選択制施行日以前の利用者	・施行日以前より貸与している利用者(被保険者)のモニタリング時期はいつが良いのか。	・利用者(被保険者)ごとに適時適切な時期を設定して実施願います。
11	利用者(被保険者)の選択に資する情報提供	・利用者(被保険者)の貸与と販売の選択に当たって必要な情報とはどういったものなのか。	・身体状況の見通しに関する医師や専門職から聴取した意見、サービス担当者会議等を踏まえた生活環境の変化や利用環境の見通し、貸与と販売の負担額の違い、利用期間におけるメリットやデメリット等があります。
12	情報提供記録	・福祉用具専門相談員は、利用者(被保険者)に貸与と販売の選択制の情報提供の事実を記録するのはどうするのか。	・福祉用具貸与・販売計画やモニタリングシート等を活用するのが良いと思われます。
13	販売後のメンテナンス費負担	・販売を選択した種目のメンテナンス等にかかる費用負担はどうなるのか。	・利用者(被保険者)と事業者の個別契約に基づき、決定されるものと考えます。
14	医学的所見の取得について	・選択制の提案で医学的所見の取得方法や様式の指定はあるのか。	・聴取方法や様式に特定の定めは設けておりません。

◆問い合わせ先◆

葛飾区福祉部介護保険課管理係

〒124-8555

葛飾区立石 5-13-1

電話 03-5654-8246（直通）

03-3695-1111（代表）

内線 2353・2332